

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成31年4月11日（平成31年（行情）諮問第273号）

答申日：令和元年9月18日（令和元年度（行情）答申第201号）

事件名：行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる6文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月1日付け情報公開第01885号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、理由番号5による不開示等の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は平成26年2月26日付けで、処分庁に対し、法に基づき、行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」（作成（取得）時期：1999年8月12日、中国課）に含まれる全ての文書の開示を請求した。

(2) 処分庁は平成26年9月1日付けで上記1記載の処分をした。

(3) 本件異議申立てで争う処分の理由として、以下の記載があった。

理由番号5（法5条該当号5号，6号） 国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報及びそれに使用した資料であるとともに、争訟に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意志（注：開示決定通知書の記載ママ）決定の中立性が損なわれるおそれ、並びに争訟に係わる事務に関する国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、不開示としました。

(4) 以下のことから本件処分は無効である。

ア 処分庁が理由番号5により不開示とした部分には、法5条5号，6号に該当しないことが文脈から明らかである部分が極めて多数存在する。これらを法5条5号，6号を理由に不開示とすることは法に違反していることが明らかである。

イ 文書36は、理由番号2, 4, 5により不開示とされた部分があるが、そのいずれにも該当しないことが明らかである不開示部分が存在する。理由を明らかにせず不開示とするのは法違反である。

(5) 以上のとおり、本件処分は法に違反している。よってその取消しを求めるため、本件異議申立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成26年2月28日付けで受理した異議申立人からの開示請求「行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」（作成（取得）時期：1999年8月12日、中国課）に含まれる全ての文書」に対し、法11条に基づく開示決定期限の延長を行った後、相当の部分として2文書を特定し、いずれも部分開示とする決定を行い（平成26年4月30日付け情報公開第01009号）、その後、更に最終の開示決定として41件の文書を特定し、1件の文書を開示、40件の文書を部分開示とする原処分を行った（平成26年9月1日付け情報公開第01885号）。

これに対して、異議申立人は、平成26年10月18日付けで、理由番号5による不開示、及び依拠する理由番号が不明の不開示の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、別紙記載の6件である。

3 不開示とした部分について

(1) 理由5による不開示部分

文書5（1頁目通信欄6～7行目）、18（2頁目下から3～5行目）、23（1頁目下から3行目及び2～64頁目）、24（1頁目本文4～5行目及び下から1行目）、33（2頁目7行目～4頁目、6～17頁目）、36（1頁目の要点欄）は、国の主張方針に関する検討又は協議に関する情報及びそれに使用した資料であるとともに、争訟に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意志（ママ）決定の中立性が損なわれるおそれ、並びに争訟に係わる事務に関する国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、法5条5号及び6号に該当し不開示とした。

なお、上記のうち、文書23（1頁目下から3行目）、24（1頁目本文4～5行目及び下から1行目）については、改めて検討した結果、法5条5号及び6号のいずれにも該当せず、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

(2) 文書36の理由5以外の不開示部分

5頁目は、政府機関の非公表の電話番号、FAX番号であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法

5条6号に該当し不開示とした（理由4）。

なお、1頁目件名欄、2頁目、4頁目及び6頁目は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、また、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し不開示としたが（理由2）、改めて検討した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

- (3) また、以下の不開示部分についても、法5条1号に該当するとして理由2により不開示としているが、改めて検討した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

文書5（1頁目上告人兼申立人名、4頁目上告人兼申立人名、6頁目上告人名及び下から1行目、7頁目、13頁目上告受理申立人名及び下から2行目、14頁目、17頁目、21頁目、23頁目）、文書18（2頁目5行目及び13行目）、文書23（1頁目本文9、11行目）、文書24（1頁目本文8及び10行目、2頁目原告名、3頁目、4頁目、7～25頁目、27頁目、28頁目、31頁目）、文書33（1頁目、2頁目1行目、5頁目原告名）、文書36（1頁目件名欄、2頁目、4頁目、6頁目）。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「処分庁が理由番号5により不開示とした部分には、法5条5号、6号に該当しないことが文脈から明らかである部分が極めて多数存在する。これらを法5条5号、6号を理由に不開示とすることは法に違反していることが明らかである。」旨主張する。右主張を受けて改めて検討した結果、上記3（1）のとおり、外務省は法5条5号及び6号に該当しないと判断される部分については開示することとした。しかしながら、残りの部分については、なお、5条5号及び6号に該当し、不開示を維持することが妥当と判断した。
- (2) 異議申立人は、「文書36は、理由番号2、4、5により不開示とされた部分があるが、そのいずれにも該当しないことが明らかである不開示部分が存在する。理由を明らかにせず不開示とするのは法違反である。」旨主張する。右主張についても、改めて検討した結果、上記3（2）のとおり、外務省は法5条1号に該当しないと判断される部分については開示することとしたが、残りの部分については、なお、法5条5号及び6号に該当し、不開示を維持することが妥当と判断した。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、上記3（1）、同（2）及び同（3）において新たに開示を行うこととした部分を除く不開示部分については、引き続き原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年4月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月19日 審議
- ④ 同年7月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる6文書である。

異議申立人は、原処分理由番号5に該当する不開示部分及び文書36のその余の理由番号に該当する不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、当該不開示部分のうち、上記第3の3において新たに開示することとしている部分を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）については法5条5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 理由番号5に該当する本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、文書5（1枚目通信欄6行目及び7行目）、文書18（2枚目下から5行目ないし3行目）、文書23（2枚目ないし64枚目）、文書33（2枚目7行目以降、3枚目、4枚目及び6枚目ないし17枚目）及び文書36（1枚目の要点欄）には、いわゆる台湾人慰安婦訴訟における国側の対応方針及び作成中の準備書面を含む訴訟準備のための検討内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、訴訟における国側の対応方針、訴訟準備のための検討内容等が推察され、今後の同種の争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号ロに該当し、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 上記(1)を除く文書36の本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、文書36の5枚目には、国の機関の非公表の電話及びFAX番号が記載されており、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

- (1) 原処分に係る開示決定通知書において、文書24については、いずれの部分も理由番号2及び理由番号5にそれぞれ該当するのかが不明であ

り、求められる理由の提示として十分とはいえない。また、文書36については、6枚目のマスキングされている部分について、同通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められる。

原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、諮問庁は当該部分について、理由説明書で各不開示理由に該当する箇所を明示又は開示して修正しているものの、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

- (2) 本件は、異議申立てから諮問までに約4年10か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条6号柱書き及び口に該当すると認められるので、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 5 送付書（最高裁決定について）
- 文書 1 8 ファクシミリ送付書（いわゆる台湾人慰安婦訴訟）
- 文書 2 3 訴訟書類の送付について
- 文書 2 4 訴訟書類の送付について
- 文書 3 3 損害賠償等請求事件 被告（国）側準備書面（一）案に対する当省
コメント
- 文書 3 6 損害賠償等請求事件 被告（国）側答弁書の概要